

# 7 燃やせないごみ(不燃ごみ)の出し方

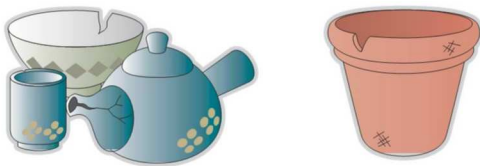
## 対象収集品目 (埋め立て処理)



※指定袋の「ガラス・陶磁器類」に○をつけましょう。

### 陶磁器類

- 陶器の茶わんや湯のみ等の食器類
- 植木鉢 ●花びんなど



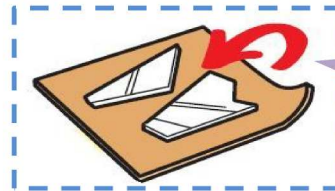
### ガラス類

- 窓ガラス、鏡等の板ガラス類
- ガラス細工等ガラス製のもの
- 天ぷら油のびん
- ガラス製食器、耐熱ガラスなど
- 化粧品・薬等の容器
- 分別対象のビンで割れてしまったもの



### その他

- 著しく錆びていたり、異物が詰まっている缶など (リサイクルできないもの)
- 使い捨てライター  
※ガス抜き作業 (P31 参照) をしたもの



危険なものは紙に包んで「キケン」と表示

※分別収集に出せない除草剤、殺虫剤のガラスビンはガラス類で出してください。  
※蛍光灯・電球は、乾電池は“資源ごみ”として回収しますので、燃やせないゴミに含めないでください。

## 対象収集品目 (リサイクル)



※指定袋の「金属類」に○をつけましょう。

### 金属類

- 鍋 (鉄、アルミ、ホーロなど)、やかん、調理器具、スプーン
- アルミ容器
- のこぎり等の工具、草刈機の刃
- 天ぷらガード、レンジ敷き
- カミソリ
- 一斗缶、オイル缶、天ぷら油の缶



## 小型電化製品

- ラジカセ、ラジオ、ドライヤー、シェーバー、アイロン
- ポット、トースター、炊飯器、コーヒーメーカー
- 扇風機、電気ストーブ、ハンディ掃除機
- ゲーム機 など



電池（乾電池等）を使用しているものは、発火の危険があるので、必ず取り外してください。



電池は別で回収します。  
20ページ参照

## ごみの出し方と注意（燃やせないごみ）

半透明  
指定袋

月 2 回 収集（金属類は月 1 回 収集）

■福島・新屋地区…… 毎月 第 1・第 3 水曜日（金属類は第 1 水曜日のみ）

小幡・秋畑地区…… 毎月 第 2・第 4 水曜日（金属類は第 2 水曜日のみ）

※ごみ収集日（地区・曜日別）は、町民カレンダーでご確認ください。

※連休中の収集日も町民カレンダーでご確認ください。

●午前8時30分までに、地域ごとに決められた、ごみステーションに出してください。

※アパート等にお住まいの方で、ごみを出す場所が分からないときはご近所の方が管理人さんにお聞きください。

※ごみの分別が分からないときは、住民課 環境係（64-8315）にお問い合わせください。

●必ず、町の指定ごみ袋に入れて出してください。

### 収集対象外の品目

収集対象品目であっても、大きなもの  
指定ごみ袋（大：45ℓ）に入れて口を結ぶことができないもの。

粗大ごみ  
町では収集しません (P23)

飲み物、食べ物が入っていた缶  
カセットボンベ・スプレー缶  
必ず中身を使い切り、穴をあける。

分別・資源ごみ（缶類） (P16)

蛍光灯・電球（白熱電球）  
割れてしまったものも、回収します。

分別・資源ごみ（蛍光灯） (P20)

家庭からでるコンクリート・石・瓦・焼却灰

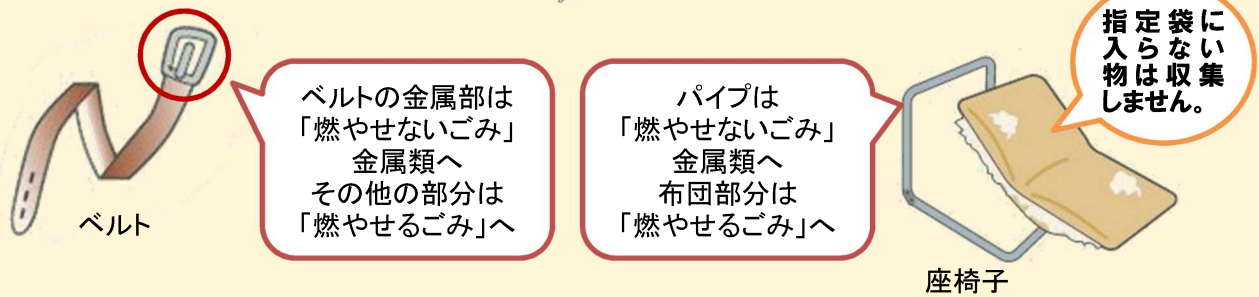
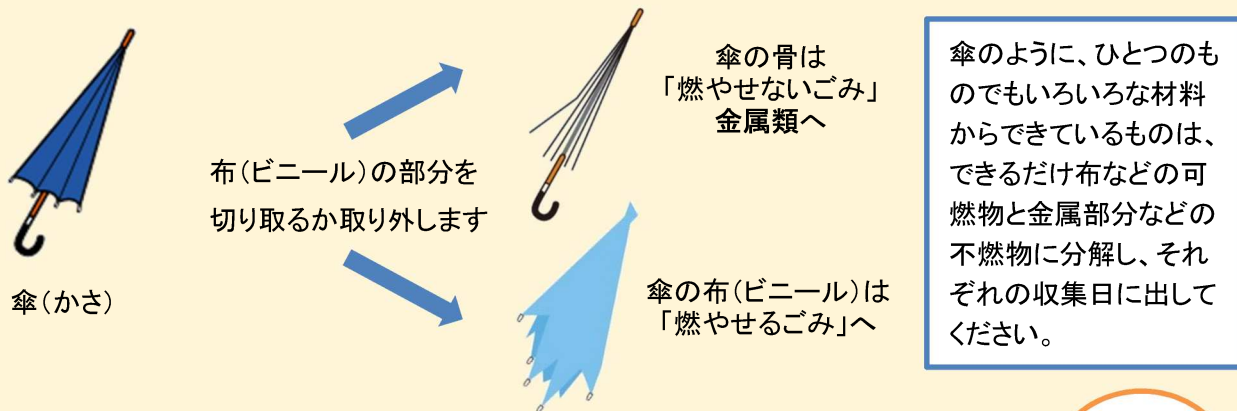
町では収集しません (P23)

## 出すときに注意すること

- 「ガラス・陶器類」と「金属類」は混ぜないようにして、別々の袋で出してください。
- 指定ごみ袋(大:45ℓ)に入らないものは、町では収集しません。販売店等に依頼してください。
- 金属以外の部分は、できるだけ取り除いてください。

### 出し方 ワンポイント/いくつかの材料で出来ているもの

分けられるだけ、分けてください



分けられないものは、最も多くを占める材料で判断します

